

## 浜松市プレミアム付商品券(浜松市生活支援商品券) 取扱店募集要項

### 1. 趣旨

物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、地域内の消費循環を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「浜松市物価高騰支援商品券」を浜松市プレミアム付商品券事業実行委員会が発行・販売します。

本要項は、この商品券が使える事業者(取扱店舗)の募集要項を提示するものです。

### 2. 取扱店に関する事項

#### (1)資格要件

浜松市内において小売業・飲食業・サービス業を営み、かつ浜松市内に店舗(事業所)を有する事業者とします。ただし、以下に該当する事業者は対象外とします。

- ・浜松市暴力団排除条例に掲げる暴力団、または暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの。
- ・特定の宗教または政治団体と関わるもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。
- ・その他、本事業事務局が不相当と認めるもの。

#### (2)申込期限

令和 8 年 3 月 10 日(火) 10:00 から 令和 8 年 11 月 30 日(月)まで

#### (3)申込方法

本事業特設ウェブサイトのオンライン申込フォームより申請してください。オンライン対応が困難な場合は、事務局へお問い合わせください。

【申込フォーム】 [https://va.apollon.nta.co.jp/hamamatsu\\_shouhinken\\_sanka2026/](https://va.apollon.nta.co.jp/hamamatsu_shouhinken_sanka2026/)



#### (4)備考

- ・取扱店の登録・参加費は無料です。
- ・申請書の提出後、現に事業を行っている事を証明するに足りる書類(法人の場合は決算書、個人の場合は確定申告書および決算書(収支内訳書)など。)の提出を求める場合があります。
- ・提出された申請書を審査し、取扱店として承認した場合は、5月下旬を目途に、取扱店登録証明書、取扱店用資材(ポスター、取扱店マニュアル等)を郵送します。

### 3. 換金に関する事項

#### (1)換金受付期間

令和8年6月1日(月)から令和9年1月15日(金)まで

※令和9年1月15日を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金には応じられません。

#### (2)換金手続

- ・紙商品券は、裏面のQRコードを専用アプリで読み込み、換金手続きを申請してください。
- ・デジタル商品券は、参加店舗側の換金依頼手続きなどは不要です。
- ・換金は当月下旬と翌月上旬の毎月2回の頻度で振込を行います。(振込手数料の負担なし)

### 4. 商品券の種類と内容

すべての商品券は、現金との併用払いが可能です。利用時に釣銭は出せません。

#### ① 生活支援商品券(無償配布)

対象: 高齢者および低所得者。

内容: 1人あたり 3,000 円分(1,000 円券×3 枚綴りの紙商品券)。

#### ② プレミアム付商品券(販売)

対象: 浜松市民。

内容: 1セット 6,000 円分を 3,000 円で販売。

種類: 紙商品券(1,000 円券×6枚綴り)または デジタル商品券6,000円(1円単位で利用可能)。

## 5. 使用期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)から令和 8 年 12 月 31 日(木)まで

## 6. 利用対象外となる品目

以下の支払いには使用できません。

- ・出資や債務の支払い。
- ・有価証券、金券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・たばこ(電子たばこを含む)の購入。
- ・医療保険が適用される診療費や処方薬の支払い。
- ・宝くじ、公営競技(競馬・競輪等)の投票券の購入。
- ・国や地方公共団体への支払い(税金、公共料金等)。
- ・土地・家屋の購入等の不動産に関わる支払い。

---

### 【お問い合わせ先】

浜松市物価高騰支援商品券事業運営事務局  
(株式会社日本旅行 浜松支店)

### 【3月31日(火)まで】

TEL:050-3625-9362

営業時間:平日 9:00~17:00(土日祝日休み)

### 【4月1日(水)以降】コールセンター

TEL:0120-456-002(浜松市生活支援商品券)

TEL:0120-572-715(浜松市プレミアム付商品券)

営業時間:平日 9:00~17:00(土日祝日休み)

(令和8年3月18日現在)